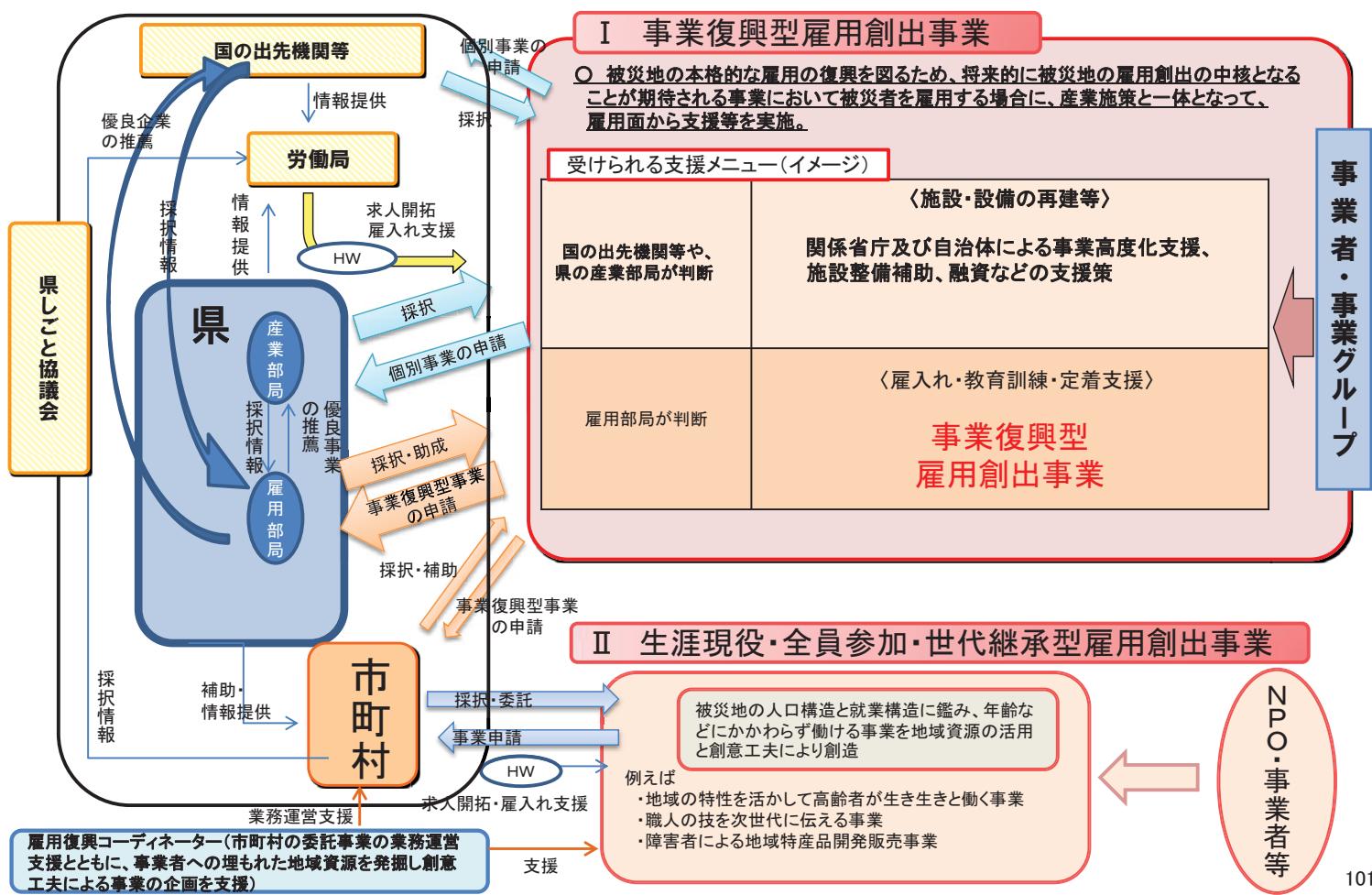


(2) 産業振興と雇用対策の 一体的支援

被災地雇用復興総合プログラムの仕組み(イメージ案)



雇用復興推進事業（仮称）の創設

概要

- 被災地域の本格的な雇用復興を図るために、「雇用復興推進事業（仮称）」を創設し、産業施策と一体となった雇用面での支援を行うとともに、生涯現役で年齢にかかわりなく働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する。
- 具体的には、以下の2つの事業を、岩手県、宮城県及び福島県を中心とした被災地域において実施する。

【事業の規模】
1,510億円
【対象期間】
平成27年度末まで

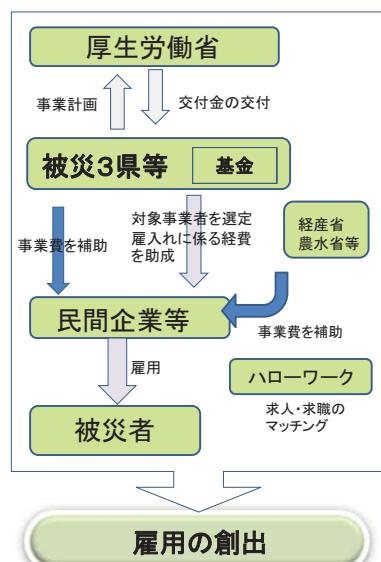
★ 事業復興型雇用創出事業（仮称）

《事業概要》

- 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業において、被災者を雇用する場合に、産業政策と一体となって、雇用面から支援を行う。
- 最大3年間の支援を行う。

《対象事業の要件》

- 関係省庁又は自治体による事業高度化支援、施設整備補助、融資などの支援策の対象となっており、雇用創出が期待される事業であること。
- など



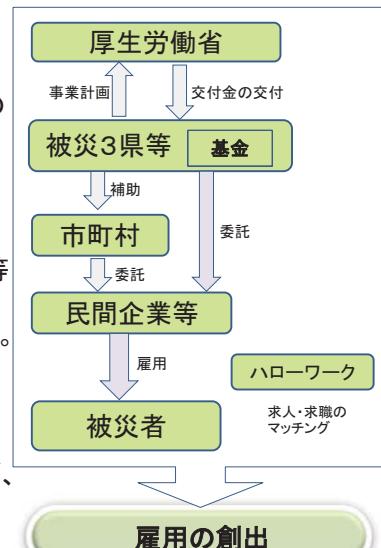
★ 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業（仮称）

《事業概要》

- 高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方などができる、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等に委託して実施する。
- 最大3年間の支援を行う。

《主な実施要件》

- 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合が、 $1/2$ 以上。など



102

東日本大震災に対応した雇用創出基金事業（震災等緊急雇用対応事業）の拡充

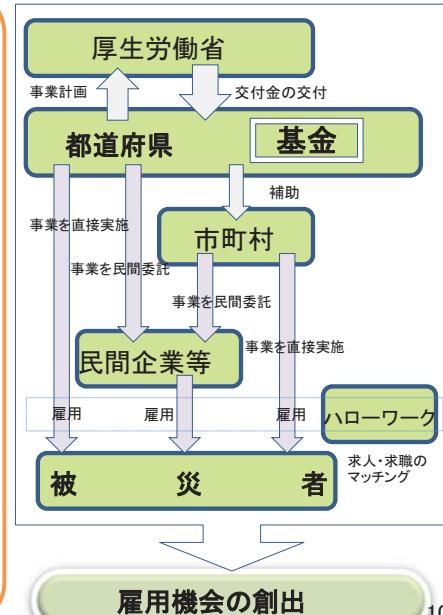
趣旨

- 東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が全国各地に避難していることから、重点分野雇用創造事業の基金を積み増し、新たに震災対応事業を創設したが、依然として被災者が全国各地に避難する状況が続くとともに、被災地での雇用の復興には、なお時間を要する。一方、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に影響を及ぼしている。また、現下の円高が長期化した場合には、さらに影響を及ぼすこととなる。
- このため、重点分野雇用創造事業により実施する震災対応事業について、基金を積み増すとともに事業実施期間を延長して震災等緊急雇用対応事業として実施し、被災された方々を含め、震災等の影響による失業者について、雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

震災等緊急雇用対応事業の概要

- ◆ 拡充の概要
 - 基金の積増し: 2,000億円
 - 事業実施期間の延長: 24年度末まで
→ 平成24年度末までに事業開始（平成25年度末まで）
- 交付金は、被災県を中心に、各都道府県の被災求職者数、避難者数、雇用情勢等を勘案して配分
- ◆ 事業概要
 - 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
 - 雇用期間中に、知識・技術を身につけるための研修を行うことが可能。
- ◆ 対象者
 - 震災等の影響による失業者。ただし、被災求職者（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木及び千葉県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者）を優先的に雇用する。
- ◆ 実施要件
 - 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は $1/2$ 以上。
 - 雇用期間は1年以内。ただし、被災求職者については複数回更新可とする。

《事業スキーム》



103

復興特区における税・財政・金融上の支援措置

調整中

1. 税制上の支援措置

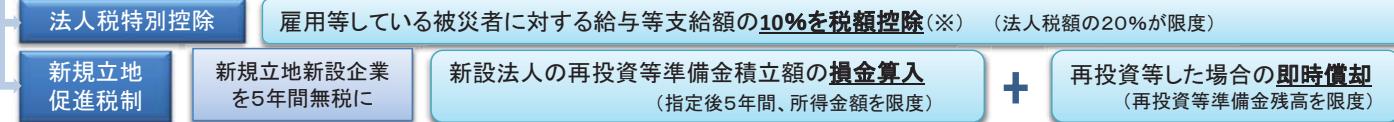
(1) 被災地の雇用創出を促進するための税制上の特例措置

(～28年3月末)

復興産業集積区域(仮称)内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出に寄与する事業を行う法人を対象として、以下の思い切った税制上の特例措置を創設。

特別償却／税額控除	特別償却	～26年3月末	～28年3月末	選択適用	税額控除(※)	～26年3月末	～28年3月末
	機械装置	即時償却	50%		機械装置	15%	
選択適用	建物・構築物	25%			建物・構築物	8%	

(上記税額控除は、法人税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越し可能。)



研究開発税制 開発研究用資産について即時償却 + 開発研究用資産の即時償却した減価償却費の12%を税額控除(通常8～10%) (～28年3月末)

(2) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置

(～28年3月末)

復興産業集積区域(仮称)内における(1)の地域の雇用創出に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、特例的に地方交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

(3) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等

(～26年3月末)

住宅に大きな被害が生じた地域の復興居住区域(仮称)内における被災者向け優良賃貸住宅供給事業者に対し、特別償却(25%)又は税額控除(8%)

(4) 出資に係る所得控除

(～28年3月末指定)

まちづくり会社や特産品開発等地域の復興に貢献する事業を行う者として指定された中小企業者に対する個人の出資に係る所得控除(指定後5年間)

2. 財政・金融上の支援措置

(1) 東日本大震災復興交付金(仮称)【別紙参照】

(2) 復興特区支援利子補給金(仮称)

復興の中核となる事業実施者による指定金融機関からの資金借入れに対する利子補給(5年間、補給率0.7%以内)

(3) 復興を支える人材育成・安定した就職に向けた支援等

東日本大震災・急速な円高に伴う公的職業訓練の拡充について

【当面の復旧段階における人材育成】

- 被災3県においては建設業の求人が共通して増加。介護分野においては引き続き人手不足の状況。これらの求人は増加しており、能力のミスマッチを解消し、再就職を支援するため、復旧に必要な重機の免許取得や建築CAD等の建築関連の職業訓練やホームヘルパーなどの介護・福祉分野における職業訓練コースなどを実施。

【被災3県の新規求人数(23年8月)】()内は前年比

建設分野: 岩手県 1,247件(116.5)、宮城県 2,650件(220.4)、福島県 1,415件(127.1)

医療福祉: 岩手県 1,274件(44.8)、宮城県 2,690件(42.3)、福島県 1,764件(38.6)



(重機の操作)

【復興段階における人材育成】

- 東北地方の地域の再建に重要な分野における職業訓練の設定。環境・エネルギー分野など新たに雇用の拡大が見込まれる業務に対応できる人材育成のための職業訓練の設定。



【平成23年度第3次補正予算(案)】

- 被災地における復旧・復興に加え、震災による電力制約、国内空洞化、急速な円高による雇用への影響等の懸念を踏まえ、雇用のセーフティネットとして、民間教育訓練機関等を活用した公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練の訓練規模等を拡充。

【全国4万人(委託訓練(1.6万人))、(求職者支援訓練(2.4万人))】
(太陽光パネル取付)

- 環境・エネルギー分野など、今後、新たな雇用機会が見込まれる業務に対応できる人材を育成するため、民間企業等への委託を通じ、実践的な技能を習得する「成長分野人材育成プログラム(仮称)」を実施(上記の委託訓練の内数)。

例: 太陽光パネルの取付、省エネガラスコーティング、非破壊検査等を行う民間企業に委託し、現場実態に即した実践的な人材を育成するための職業訓練を実施。



**キャリア形成促進助成金の助成率等の特例
(平成23年度第3次補正予算関連)**

現行制度の概要

事業主が、その雇用する労働者に対して行う職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援に対して、訓練経費や訓練中の賃金を助成。

【背景】

被災地における震災被害に加え、震災による風評被害、電力制約、急速な円高等による全国的な景気・経済・雇用への深刻な影響が懸念。



被災地の復興や、震災等の影響を踏まえた新たな事業展開に必要な人材育成のため、キャリア形成促進助成金の特例措置（訓練経費・訓練中の賃金への助成率引き上げ）を実施。

【特例措置の概要】

被災地の事業主

・対象事業主

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟及び長野県内の東日本大震災に係る災害救助法適用市町村内に所在し、職業訓練を行う事業主

・助成率の引き上げ

- 正規労働者対象職業訓練 [OFF-JT] 1/3 (-) → 1/2 (1/3)
- 非正規労働者対象職業訓練 [OFF-JT] 1/2 (1/3) → 2/3 (1/2)
- 自発的職業能力開発支援 [OFF-JT] 1/2 (-) → 2/3 (1/3)

注：（ ）は大企業

被災地以外の事業主

・対象事業主

震災等の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、生産量・売上高が減少したことを踏まえて、新たな事業展開（新分野進出、多角化等）に必要な職業訓練を行う中小企業事業主

・助成率の引き上げ

- 正規労働者対象職業訓練 [OFF-JT] 1/3 → 1/2
- 非正規労働者対象職業訓練 [OFF-JT] 1/2 → 2/3
- 自発的職業能力開発支援 [OFF-JT] 1/2 → 2/3

106

成長分野等人材育成支援事業

制度設立趣旨 【平成22年度第1次補正予算(平成22年11月施行)】 予算額500億円

新成長戦略に掲げる成長分野のうち、雇用創出効果が高い健康、環境分野の産業に従事している労働者や雇入れた労働者に対する能力開発を重点的かつ加速的に支援することにより、当該労働者の定着を図りつつ、当該産業全体の生産性を高めて待遇改善の基盤を作るとともに、さらに新たな雇用に結びつけていく。

制度変遷

①平成22年11月成立
(平成22年度第1次補正)
※23年度末まで

設置目的

新成長戦略に掲げる成長分野（健康、環境分野）の産業に従事する労働者や雇入れた労働者に対し、能力開発を重点的かつ加速的に支援することにより、さらに新たな雇用に結びつけていく。

支給対象

健康、環境分野及び関連するものづくり分野において、期間の定めなく労働者を雇い入れ又は異分野から配置転換させ、当該労働者に対してOff-JTを実施した事業主。

支給内容

Off-JTについて、訓練費用の実費相当を支給。
1コース当たり1人につき、原則20万円が上限。

②平成23年7月制度拡充
(平成23年度第2次補正)
※23年度末まで

設置目的

東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行なう場合は、業種を問わず、OJTも含め訓練費を助成する。

支給対象

①特定被災地域（9県）に所在する中小企業事業主で、平成23年3月11日以降平成23年7月10日までの間に離職した労働者を再雇用した場合
②全国の中小企業事業主で、平成23年5月1日までに被災離職者を新規雇用した場合
③全国の中小企業事業主で、平成24年3月以降卒業予定の新規学卒者を新規雇用した場合
に、これらの労働者に対してOff-JTのみ、またはOff-JTとOJTを組み合わせた職業訓練を行う場合

支給内容

Off-JTについては事業主が負担した訓練費用を、OJTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成。
(1コース当たりの上限は、原則20万円、1人当たり3コースまで)

③平成23年10月(P:予算成立後)制度拡充
(平成23年度第3次補正)
※24年度末まで

設置目的

円高による雇用の海外流出の防止を図るため、成長分野の事業主が、成長分野以外の産業から労働者を移籍により受け入れ、必要な職業訓練を行なう場合に、OJTも含め助成を行う。

支給対象

①助成対象となる労働者について、送り出し企業において雇用保険被保険者として1年以上雇用されたこと
②また、受入れ企業において雇用保険被保険者として雇用されること
③さらに、受入れ企業において、過去3年間に雇用保険被保険者として就労したことのないこと
④資本関係、取引等の状況からみて密接な関係にある事業主間で行われる移籍がないこと
のいずれも満たす労働者を受け入れた全国の事業主が、当該労働者に対してOff-JTのみ、またはOff-JTとOJTを組み合わせた職業訓練を行う場合

支給内容

Off-JTについては事業主が負担した訓練費用を、OJTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成。
(1コース当たりの上限は、原則20万円、1人当たり3コースまで)

設置目的

震災復興に資する産業分野の人材育成が困難な状況を鑑み、新たに大学院等における先進的、高度な教育訓練により、地域の産業の高度化や新産業創出を担う中核人材を育成する中小企業事業主に対して授業料及び住居費等の助成を行う。

支給対象

被災地域に所在する事業所において、被災地の復興に資する産業分野に属する事業を行う事業を行う中小企業事業主であること。（復興に資する産業分野は、県の意見を聞いて決定する。）

支給内容

・対象経費
授業料及び住居費等の諸経費を助成。
1人あたり90万円（授業料相当50万円、住居費40万円）を1年間の上限とする。

107

大学等における地域復興のためのセンター的機能の整備

背景・課題

平成23年度第3次補正予算案 105億円

- 東日本大震災は甚大な被害をもたらし、被災地域は極めて厳しい状況におかれている。被災者の暮らしや地域コミュニティの再構築及び地域産業の再生を成し遂げるためには、高度な知的資源をもつ、知の拠点である大学等の活用が急務である。
あわせて、中長期的には、復興の担い手を養成するということも極めて大きな課題となり、地域の担い手となる人材を養成する大学等の貢献が求められる。
- ◆復興構想会議提言等
【復興への提言(H23.6.25)】第2章 くらしとしごとの再生 「～被災地の大学を中心に地域復興のセンター的機能を整備し、様々な地域ニーズに応えることが求められる」
【東日本大震災からの復興の基本方針(H23.7.29)】5. 復興施策 「～大学等における復興のためのセンター的機能を整備する。」

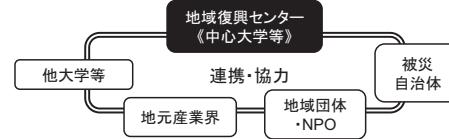
必要性

- 上記の広範な課題を解決するためには、被災地の大学等を中心に全国の大学等が連携し、大学等のもつ様々なリソースを集約した機能(センター)を整備することが、組織的・継続的な支援を行うためには不可欠である。

対応

- ◆大学等が、被災地の自治体からの要望等を踏まえ、自治体や他大学等と連携・協力してこれまで行ってきた様々な取組を継続的・発展的に実施していくため、以下の取組を行う大学等の地域復興センター的機能の整備を支援
- 【主な取組例】
・地域のコミュニティ再生(ボランティア、アーカイブ化)
・地域復興の担い手育成
・地域の産業再生・まちづくり
・地域の医療再生
- 【支援対象】
岩手県、宮城県、福島県(隣接地域を含む)の大学、短期大学、高等専門学校
(被災地の大学等を拠点とした被災地内外の大学等との連携も含む)
- 【経費】20億円
(使途例)
・災害医療教育に必要な設備に係る経費
・地域産業再生(ものづくり技術の展開等)、まちづくりの提言及び復興の担い手育成に係る経費
・被災地区の各学校への学習支援の実施に係る経費
- ◆地域復興を支援するため、以下の通り施設整備費を措置
- 国立大学の施設整備 80億円
○私立大学の施設整備 5億円

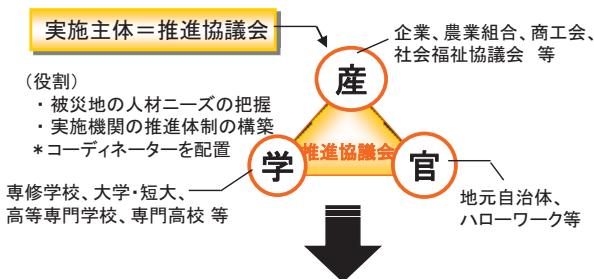
＜関係機関とネットワークを形成し、叡智を結集＞



東日本大震災からの復旧・復興を担う専門人材育成支援事業

平成23年度第3次補正予算案: 503百万円

事業趣旨 震災により大きく変化した被災地の人材ニーズに対応し、復旧・復興の即戦力となる専門人材の育成及び地元への定着を図るために推進体制を整備し、専門人材を育成する取組を支援。



【短期的課題】
○震災の影響による人材需給のミスマッチ

【中長期的課題】

○被災地の人材育成による本格雇用の創出につなげ、復興を強力に推進していくため、震災による人材ニーズの大きな変化に的確に対応した体制整備が緊急かつ重要課題

新産業創出や地元産業の復興に必要な職業能力の向上、被災により失業した者の学び直しなどにより、**被災地の雇用の実情を踏まえた専門人材を育成**

1. 産業界の高度化等において必要な専門人材育成のための人材育成コース試行導入等

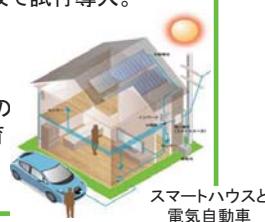
- 分野 ①自動車組み込み系 ②家電組み込み系 ③医療情報事務
④クラウド等IT ⑤放射線工学 ⑥再生可能エネルギー
⑦食・農業 ⑧スマートグリッド ⑨観光 ⑩その他

【短期人材育成コースの試行導入】

- 産業界の高度化や医療現場の専門人材に必要な知識・技術の向上を図るために、被災地以外の学校・産業界からの支援を受けて、新たなカリキュラムを導入・カスタマイズし、複数校で試行導入。(自動車組み込み系、医療情報事務等)

【中長期的な人材育成コースの開発・実証】

- 被災地でニーズが高い分野において、産学官の連携により、産業界の高度化などに資する人材育成コースの開発・実証を支援。(食・農業、再生可能エネルギー、放射線工学等)



2. 被災地においてニーズが高く供給が不足する分野の教育支援

- 分野 ①介護 ②その他(医療事務、電気・土木・建築等)

- 介護等に必要な人材育成を集中して行うため、被災地以外からの教員派遣や実習等の支援



3. 専修学校等の就職支援体制の充実強化

- 被災地(岩手県、福島県、宮城県)の就職支援を行うため、以下の取組を実施。

- ① 合同就職セミナーの開催 ②就職支援コーディネーターの配置

【参考: 提言等】

- 「東日本大震災からの復興の基本方針」(23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)
5復興施策(2)地域における暮らし再生④復興を支える人材の育成 他

被災者向け農の雇用事業

～東日本大震災による被災者の雇用を支援します～

【平成23年度第3次補正 要求額 700百万円】

1. 事業内容

東日本大震災による被災農業者や就農を希望する被災者等を農業法人等が新たに雇用し、農業技術や経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修を実施した場合、研修経費等の一部を助成します。

2. 支援内容

被災農業者や被災者等を雇用して実施する研修に要する経費について、最大で月9.7万円を長期間※助成します。(事業規模550人)

- ・法人等の指導者や外部専門家による指導に要する経費
- ・外部の研修会等の参加に要する交通費
- ・研修対象者の雇用保険・労働者災害補償保険料等

※ 23年度3次補正予算では12ヶ月間の助成を行います。2年目以降については、24年度予算で要求中。



3. 助成対象者・事業の流れ

<助成対象者>

- ① 地域農業経営再開復興支援事業により市町村等が策定する経営再開マスターープランに位置づけられた被災農業者を、農地等が復旧するまでの間、一時的に雇用する農業法人等
- ② 農業経験の少ない被災者等を正規の従業員として雇用する農業法人等



<事業実施の流れ>

応募を受け付ける
※被災農業者の場合、
被災または農業者

震災復興林業人材育成対策事業

23年度3次補正
要望額38百万円

○ 被災地での課題

被災地では離職者等が増加しており、こうした方々の安定した就業先の確保が必要
※被災3県での離職者数は15万人以上(前年比1.9倍、厚生労働省調べ)

復興基本方針

被災地域の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面での支援を行う。

復興対策

○ 林業分野の雇用の円滑化を支援

- ①雇用主と就業希望者双方の不安を解消するための就業相談会及びトライアル雇用の実施による就業者の確保
- ②新規就業者に対する安全かつ効率的な作業を行うための3年間の基本的な研修等の実施による新規就業者の育成
(23年度3次補正では、23年度内の執行可能分として上記①を要求)

雇用対策

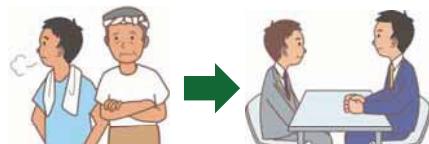
産業の復興と一体となった対策により安定雇用を実現

産業政策

○ 林業の再生

- ・製材・合板工場等の再生をはじめ、効率的な木材の加工流通体制の構築
- ・未利用間伐材等の木質資源によるエネルギー供給

○ 事業のイメージ



①震災による失業 ②相談会等でのマッチング



③研修での技能習得と林業への定着

目指す姿

- 地域の基幹産業としての林業・木材産業の再生
- 持続可能な林業経営・エネルギー供給体制の構築
- 雇用対策による地域の暮らしの再生

被災地復興への貢献

漁業復興担い手確保支援対策

【1,424百万円】

対策のポイント

- ・漁業関係の雇用機会を通じた若青年漁業者の技術取得の支援や漁家子弟の就業支援等により、復興に必要な担い手の確保・育成を支援します。

<背景／課題>

被災地では、漁業就業者の廃業や離職が進むことが懸念されています。このため、漁労技術の円滑な継承や次世代の担い手の定着・確保を推進する観点から、将来を見据えた中核的な漁業の担い手の確保・育成が急務となっています。

政策目標

被災地の漁業の担い手の確保（860人）

<主な内容>

漁業復興担い手確保支援事業

漁労技術の円滑な継承や漁業の担い手を確保するため、

- (1) 漁家子弟の就業や、若青年漁業者による他の経営体の漁船等での技術習得に係る研修（※）

- (2) 漁協を通じた経営再建指導等に伴う経費等を支援します。

（※受入漁家の研修指導への助成：9.4～18.8万円／月以内、研修期間：6～24ヶ月以内、受入予定研修生数：860人程度）

事業実施主体：民間団体等
補助率：定額

お問い合わせ先：
(1) の事業 水産庁企画課 (03-6744-2340 (直))
(2) の事業 水産庁水産経営課 (03-3502-8416 (直))

復興支援型地域社会雇用創造事業（内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付 産業・雇用担当） 平成23年度三次補正予算案額 32億円

復興基本方針

5 復興施策

- (2) 地域における暮らしの再生

④復興を支える人材の育成

- (i) 被災地における当面の復旧事業に係る人材のニーズや、震災後の産業構造を踏まえ、介護や環境・エネルギー、観光分野等の成長分野における職業訓練の実施や、訓練定員の拡充、産業創出を担う人材の育成等を行う。

事業イメージ・具体例

①社会起業インキュベーション

- ・復興に資する被災地での起業を、コンペティションで選定し、起業のスタートアップを支援します。
- ・600人程度の起業を目指します。

②社会的企業人材創出インターンシップ

- ・研修とインターンシップによって、被災地の復興に役立つ人材育成を実施します。
- ・2000人程度の人材育成を目標とします。

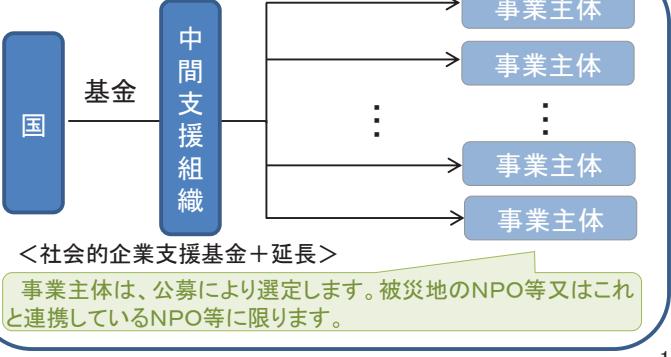
<社会的企業の事業の例>

- 被災地の復興に資する6次産業化分野での取り組み
- 被災者の生活を支援する取り組みなど

事業概要・目的

◆被災地における起業と雇用を創造するため、社会的課題を解決するための新規性のある事業を行う「社会的企業」の起業や「社会的企業」を担う人材の育成を支援します。

◆「地域社会雇用創造事業」（平成21年度補正予算70億円）の実績を踏まえ、被災地での起業支援と復興に役立つ人材の育成を重点的に支援します。



<社会的企業支援基金+延長>

事業主体は、公募により選定します。被災地のNPO等又はこれと連携しているNPO等に限ります。

実践キャリア・アップ事業（内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（産業・雇用担当）） 平成23年度三次補正予算案額 〇. 4億円

復興基本方針

5 (2) ④ (iii)

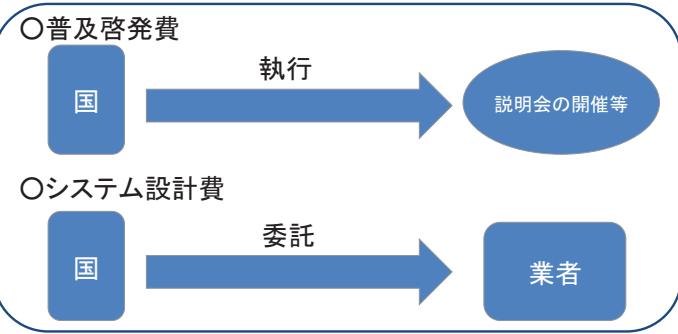
被災地における地域産業の高度化や新産業分野での専門的人材育成に資する実践的なキャリア・アップの仕組みや育成プログラムの整備等を推進する。

事業イメージ・具体例

- 実践キャリア・アップ制度を平成24年度から円滑に開始するため、制度の概要についてまとめたパンフレットの作成等の普及啓発を行い、レベル認定の呼びかけを行います。
- また、平成24年度からの被災地を中心とした制度の実施のため、レベル認定者やアセッサー、育成プログラムに係る情報を登録するデータベース等のシステム構築のための基本的な設計を行います。

事業概要・目的

- 成長分野の人材を育成するため、実践キャリア・アップ事業については、平成24年度から被災地での育成プログラムの実施とキャリア段位（レベル）の認定を先行的、重点的に実施し、復興に役立つ人材を育成することとしています。
- 平成23年度においては、24年度からの事業実施に向け、被災地を中心とする普及啓発活動を行うとともに、システムの基本的な設計を行います。



114

新卒者就職実現プロジェクト事業の被災者特例の延長等による就職機会の拡充

平成23年度3次補正予算要求額 23,520,108 (0)千円

被災新卒者等の就職環境は非常に厳しく、今後も継続する可能性が高いことから、これらの者へ集中的な就職支援を行う必要がある。
このため、被災した卒業後3年以内の既卒者等を採用する事業主への奨励金の対象期間の延長等を実施し、就職機会の確保に万全を期すこととする。

【拡充前】
・新卒者就職実現プロジェクト事業
(被災者に係る特例措置含む。)
・特例措置内容：新卒者就職実現プロジェクト事業のうち、3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の拡充及び要件緩和
・要対人員 66,000人

→ 平成24年3月末まで

【拡充後】
・被災者に係る特例措置
・特例措置以外の新卒者就職実現プロジェクト事業（3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金、3年以内既卒者トライアル雇用奨励金）
・要対人員 特例措置分等 32,920人（拡充分）

→ 平成25年3月末まで延長
→ 平成24年3月末内定卒業者集中支援期間中の延長
(平成24年6月末まで)

【実施期間】



※ 震災当時、首都圏の大学の在校生等で、住民票等を被災地外に移していた者や特例措置対象外の奨励金求人で就職する平成24年3月卒の被災地の未就職卒業者に対しては、特例措置は適用されない。

115

震災対応等の観点からのジョブソーターによる支援の強化

平成23年度第三次補正予算要求額 210,422千円

<現状>

震災及び円高の影響により平成24年3月卒業者の就職環境は非常に厳しく、このままでは、24年3月には多数の未内定卒業者が発生する。

○ 被災地の状況

- ・ 求人件数の大幅な低下
福島県約15%減、宮城県9%減（高校・7月末現在）
- ・ 県外就職希望者の大幅な増加
福島県約6%増、宮城県約5%増（高校・5月15日現在）

○ 被災地周辺地域の状況

- ・ 震災及び円高による就職環境の悪化
- ・ 求人件数の大幅な低下
東京都約14%減、埼玉県・神奈川県約7%減（高校・7月末現在）



高校生を求人企業に引率



<対応が必要な事項>

- 大学等と連携した大学等での恒常的な出張相談の拡充
- ジョブソーターによる徹底した求人開拓の実施
特に関東圏等による被災地域のための専用求人の徹底した開拓の実施
- ジョブソーターによる被災新卒者を対象とした個別支援の徹底
- 被災者等を対象とした就職面接会の切れ目ない開催
 - ・ 被災新卒者等への就職面接会の継続的な提供
 - ・ 被災地以外での被災者向け就職面会の開催



就職活動の進め方についての相談を実施



【対応方針】

ジョブソーターの拡充：2,103人 → 2,203人

配置地域：

- ・ 被災地域

- ・ 求人開拓等被災地域の支援を中心的に実施する地域

- ・ 震災及び急激な円高の影響が生じた地域

116

中小企業人材対策事業

平成23年度第三次補正予算額 24.9億円

中小企業庁経営支援課
03-3501-1763

事業の目的

○震災等の影響により経済情勢を含めた先行きが不透明な中で、中小企業の採用活動は、高額な費用負担が困難等の理由から、新卒者採用を躊躇してしまっている状況。

○こうした状況下においても、優秀な若手人材を確保していくためには、職場実習を通じた中小企業と若手人材のマッチングを始め、地域特性に応じて大学等との日常的な顔が見える関係作りから、マッチング、新卒者の採用・定着までの支援を一気通貫で行う体制の構築が必要。

○これらの取組に対して補助することで、被災地域の中小企業の将来を担う人材の確保・定着及び育成を行い、日本経済の成長力の基盤となる中小企業の経営力強化を図る。

事業の内容

1. 新卒者就職応援プロジェクト

新卒者及び平成20年9月以降に大学等を卒業した未就職者に対し、中小企業の事業現場で働く上で必要な技能・技術・ノウハウを習得する機会を提供するため、中小企業で原則6ヶ月間の職場実習を行い、社会人としての基礎知識や中小企業で必要とされる技術・ノウハウ等を習得させる。

○対象 新卒者及び平成20年9月以降の既卒者
(被災地域の方々を優先的に実施)

○助成金：実習生に対し日額7,000円（技能習得支援助成金）
受入企業に対し日額3,500円（教育訓練費助成金）

2. 地域中小企業の人材確保・定着支援事業

中小企業が優秀な若手人材を確保していくために、地域の中小企業と大学等が連携し、日常的に顔が見える関係構築から両者のマッチング、新卒者の採用・定着までを一気通貫に支援。

実施体制



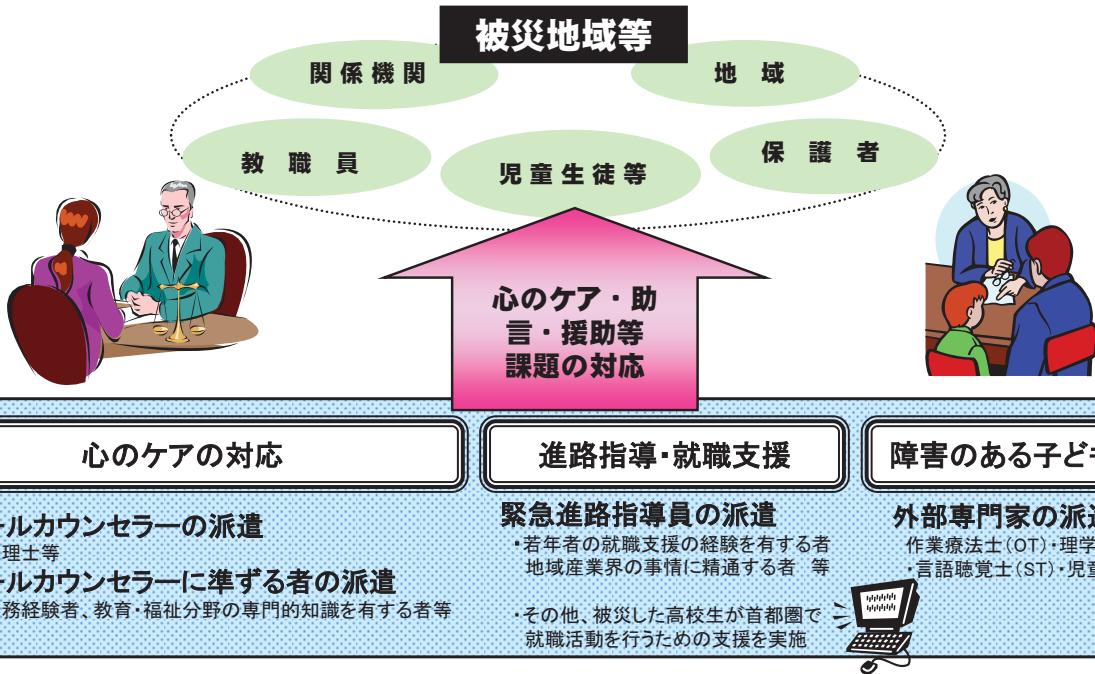
117

緊急スクールカウンセラー等派遣事業

平成23年度第1次補正予算額 : 30億円
平成23年度第3次補正予算案 : 4億円

東日本大震災により被災した幼児児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉機関等関係機関・団体との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣を行う事業を委託する。

3次補正予算においては、被災地域での新たな課題に対応するため、高校生への進路指導・就職支援を行う緊急進路指導員や、特別支援学校において、障害のある子どもの学習活動の充実を図る外部専門家の活用を実施する。



118

「日本はひとつ」しごとプロジェクトでの障害者雇用関係施策について

- フェーズⅠ及びフェーズⅡとして、全国のハローワークに設置した「特別相談窓口」に加え、**地域障害者職業センターに「特別相談窓口」を設置**するなど、被災後の雇用継続に関する相談業務等を実施。
- フェーズⅢでは、上記に加え、次の施策により、障害者に対する就職支援の充実を図る。

各支援施策の概要

①被災地の障害者に係る実習型雇用支援事業後の正規雇用奨励金の拡充

実習型雇用支援事業の対象となる被災地の障害者(※1)について、被災地(※2)の企業での実習期間終了後に、正規雇入れをした場合の「正規雇用奨励金」を拡充する(支給回数を3回に増やし、計150万円支給(現行は2回支給。計100万円))。

※1 ①対象県(=青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県又は長野県。以下同様)の区域のうち、災害救助法適用市町村に3月11日時点において居住していた者、又は②対象県の区域のうち、災害救助法適用市町村に所在する事業所に就業しており、震災により離職を余儀なくされた者

※2 対象県内に所在する事業所

②障害者就業・生活支援センターの就業支援体制の充実

被災地の「障害者就業・生活支援センター」について、きめ細かな就業支援等を行うために、就業支援担当者の追加配置や事務補助員の配置を行う。

- ・就業支援担当者： 岩手県(9ヶ所)・宮城県(7ヶ所)・福島県(6ヶ所)のセンター 計22ヶ所
- ・事務補助員： 東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法適用市町村(東京を除く)のセンター 計42ヶ所

③地域障害者職業センターにおける障害者や企業に対する支援の充実

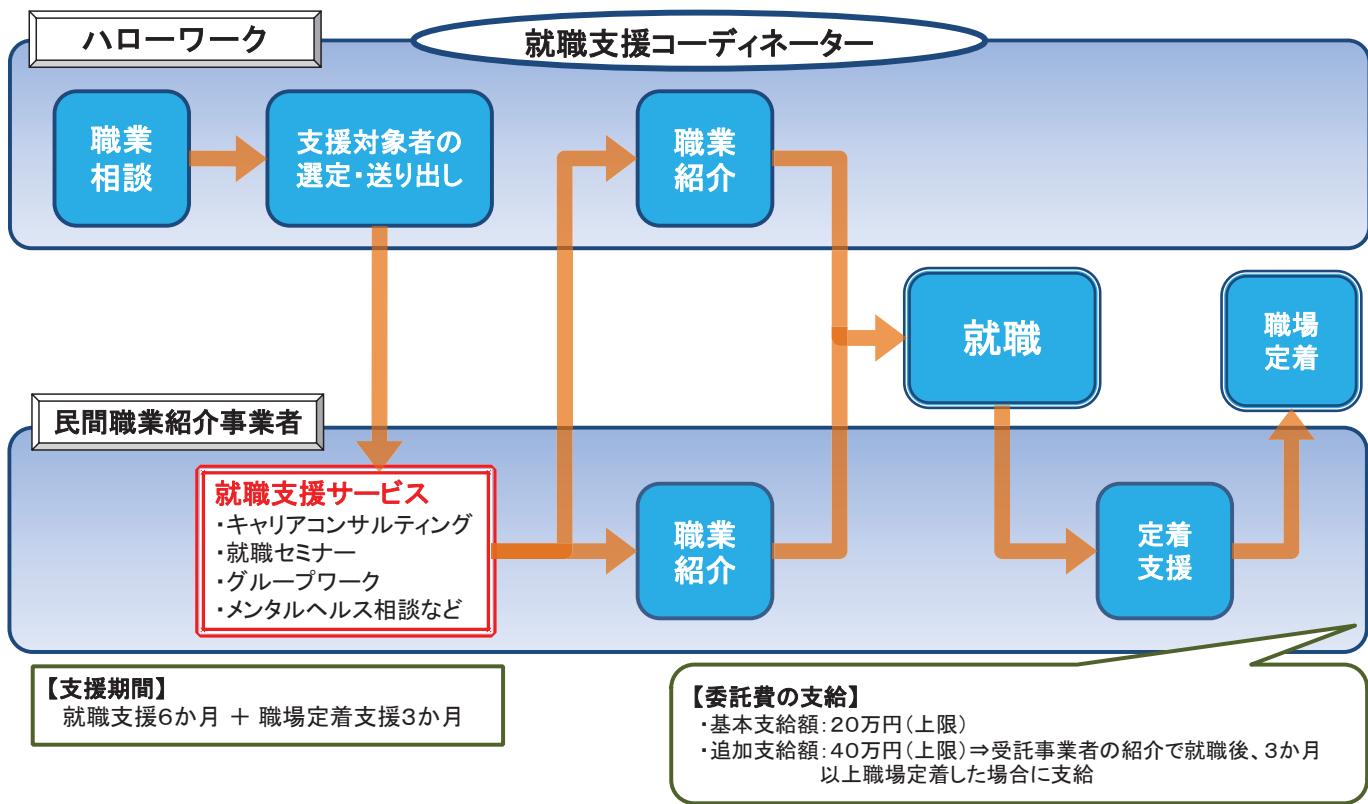
被災地の「地域障害者職業センター」について、障害者の職場適応を容易にするジョブコーチ支援や職業準備支援の充実を図る。

- ・ジョブコーチの増員： 岩手県・宮城県・福島県のセンター
- ・職業準備支援の評価アシスタントの増員： 宮城県のセンター

119

長期失業者等総合支援事業

- 離職後1年以上の長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、ハローワークが実施する職業紹介に加えて、民間職業紹介事業者委託によるキャリアコンサルティング、就職セミナー、職場定着支援などの就職支援を総合的に実施
- 平成23年度の対象地域は、東日本大震災被災地域及び東日本の大都市圏:8地域（北海道、岩手、宮城、福島、埼玉、千葉、東京、神奈川）



120

被災者雇用開発助成金の拡充について(制度要求) (被災者を10人以上雇い入れた事業主への助成の拡充)

概要

東日本大震災における被災者を雇い入れる事業主に対する助成として被災者雇用開発助成を創設したところであるが、厳しい経済状況の中で被災者を積極的に雇い入れる事業主に対して奨励金を支給することにより被災者雇用の更なる促進を図る。

支給内容

1年以上継続雇用した被災者雇用開発助成金の対象労働者が10人以上となった場合に以下の奨励金を追加して支給する。

大企業 50万円
中小企業 90万円

※ 10人目の対象労働者の第2期支給決定終了後に支給

要求額

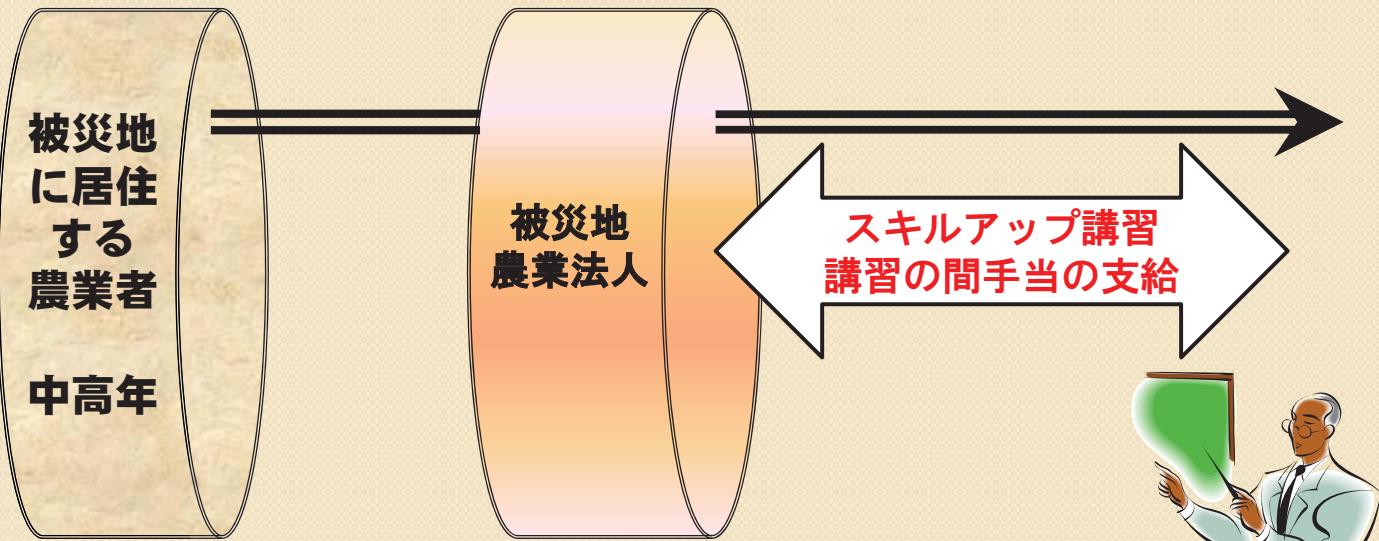
0 千円(制度要求)

121

農業者雇用支援事業

注) 赤字・・・厚労省施策
緑字・・・農水省施策

〈就職前〉 〈就職〉 〈就職後〉



〔他の支援策〕

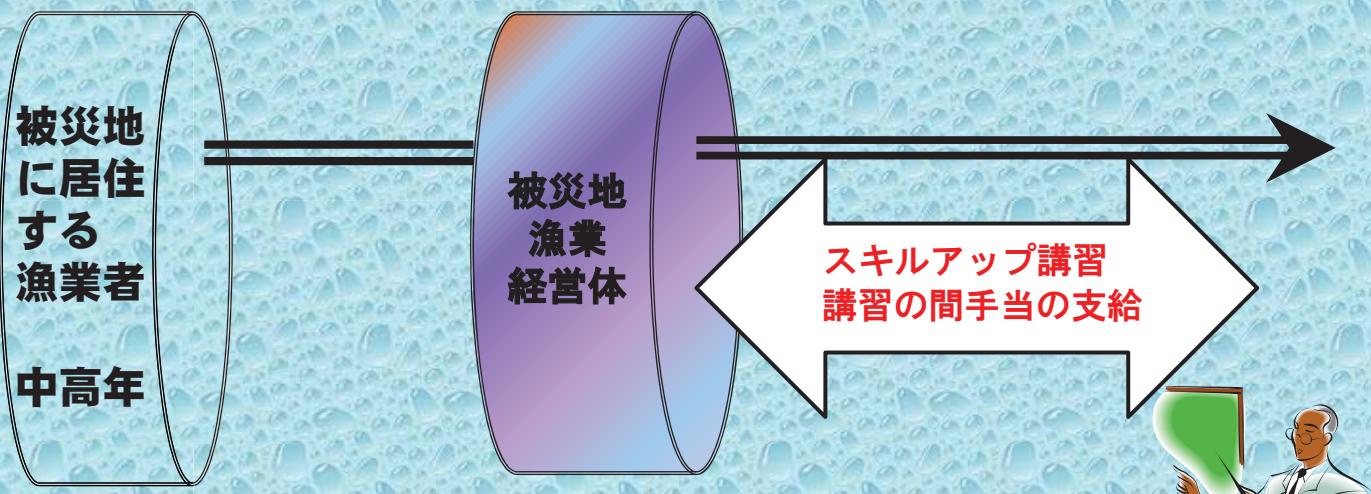
- ・「被災者向け農の雇用事業」・・・農業法人等が被災農業者や就農を希望する被災者等を雇用して実施する実践的な研修に対して支援。

122

漁業者雇用支援事業

注) 赤字・・・厚労省施策
青字・・・水産庁施策

〈就職前〉 〈就職〉 〈就職後〉



〔他の支援策〕

○「漁業復興担い手確保支援事業」

- ① 若青年漁業者等の技術修得支援・・・漁業の再開が当面見込めない若青年漁業者が、漁業再開までの期間を活用し、他の漁船や他地域等において新たな漁法や技術の習得等を支援。
- ② 漁家子弟の就業支援・・・新規就業を希望する漁家子弟に対する就業に必要な漁業現場での長期研修の支援。
- ③ 資格等習得支援・・・漁業に関する資格等の習得に係る経費の支援。

※①、③は漁船・漁具等被災した若青年漁業者を対象、②は被災地域で新たに就業を希望する漁家子弟を対象。

123

農林業等就業希望者に対するハローワークの支援について

ハローワーク求職者



ハローワーク

- 農林漁業就職支援コーナー(全国47ヵ所)における専門的職業相談
(就職支援ナビゲーターの配置(全国72→84名))
- 農林漁業就職支援実施関係機関へのあっせん・情報提供
- 農林漁業合同企業面接会及び就職ガイダンスの開催
- ハローワークインターネットサービスによる農林漁業求人情報提供
- 職業訓練の受講あっせん(公共訓練・基金訓練)



農林水産省等関係機関

- 農山漁村雇用相談窓口
(地方農政局・地方農政事務所)
- 新規就農相談センター
「農」の雇用事業の実施
- 林業労働力確保支援センター
「緑」の雇用事業の実施
- 漁業就業者確保支援センター

都道府県・市町村



あっせん

就職



124

農林業等就職促支援事業の拡充

被災により就業困難となった農林漁業関係従事者

被災地
(送出地)

被災地のハローワーク

農林漁業就職支援コーナー

- ★ 就職支援ナビゲーターの拡充
- 被災地以外の農林漁業関係求人・雇用情報の提供
- 就職支援ナビゲーターによる広域職業紹介の実施
- 避難所・市役所等における出張相談の実施
- 農林漁業新規就業相談窓口等関係機関へのあっせん

県・市町村

農林水産省

地方農政局(農政事務所)

新規就農相談センター

林業労働力確保支援センター

漁業就業者確保育成センター

国土交通省(船員職業安定所)

ハローワークの
全国ネットワーク

被災地
以外
(受入地)

被災地以外のハローワーク

農林漁業就職支援コーナー

- ★ 被災者多数受入地への就職支援ナビゲーターの拡充
- 受入事業所の把握・求人開拓
- 被災者への職業相談・職業紹介
- ★ 関係機関と連携した
被災者多数受入地における合同企業面接会

都道府県・市町村

農林水産省

地方農政局(農政事務所)

新規就農相談センター

林業労働力確保支援センター

漁業就業者確保育成センター

国土交通省(船員職業安定所)

就職・営農等

125

復興工事に従事する建設労働者の教育訓練・雇用改善

被災三県(岩手県、宮城県、福島県)に限って、次の助成率の拡充等を行う。

○建設教育訓練助成金の拡充

- ① 労働安全衛生法に基づく技能講習の種類を追加。
【追加】建設業関連の作業主任者に係る技能講習
- ② 登録教習機関に委託して行う技能実習の助成割合を拡充。
【拡充】委託費の90%の額(現行70%)
- ③ 技能実習の実習時間の制限を緩和
【緩和】10時間未満でも法令に基づく技能講習は可(現行10時間以上)
- ④ 広域訓練施設での訓練に労働者を派遣する場合の旅費助成の助成率を拡充。
【拡充】助成率2/3(現行1/2)

○建設雇用改善推進助成金の拡充

作業員宿舎、現場福利厚生施設の賃借等に対する助成率等を拡充。

【拡充】助成率2/3、限度額300万円(現行助成率1/2、限度額200万円)

○復興建設労働者緊急集中育成プログラム(合宿型建設技能訓練の実施支援)

広域職業訓練施設(富士教育訓練センター(静岡県富士宮市))において、建設業への就業を希望する被災三県の離職者を対象に、公共職業訓練として、建設重機の運転資格など、即戦力となり得る技能の習得を目的とする訓練を実施する場合に、当該施設に対し被災離職者の移送・宿泊に係る経費を助成する。

126

被災地等のハローワークの機能・体制強化

東日本大震災からの復興の基本方針(抄)(平成23年7月29日)

被災地におけるきめ細やかな雇用対策の実施により、仕事を通じて被災者の生活の安定を図り、被災地の復興を支えることが重要である。このため、復旧・復興事業等による確実な雇用創出、被災した方々の新たな就職に向けた支援、雇用の維持・生活の安定を政府を挙げて進める「日本はひとつ」しごとプロジェクトを推進する。また、新たな雇用機会創出のため、雇用創出基金を活用するとともに、被災地域の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一緒にとなった雇用面での支援を実施する。さらに、雇用対策をより効果的なものとするとともに、復旧・復興事業における適正な労働条件の確保や労働災害の防止等のため、被災地域におけるハローワーク等の機能・体制の強化等を行う。

具体的な支援内容

【雇用の復興】

- 被災地のハローワークについて、被災地以外からの職員の派遣等により、窓口体制の強化を図る。
- 被災地のハローワークを中心に復旧・復興事業の受注企業等に対する積極的な求人開拓、被災者に対する適切な職業訓練への誘導や訓練修了後の担当者制による支援等を行う。

支援のための体制整備

復興支援を着実に実施するため、以下のとおり体制を整備。

- 被災地のハローワークに対して、全国規模で応援職員の派遣を実施。(被災3県のハローワーク等への派遣実績：延べ14,612人(10月15日現在))
- 雇用保険、雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金等の適正かつ円滑な支給のため、ハローワーク職員20人を増員
- 復旧・復興事業の受注企業等に対する積極的な求人開拓を行うため、求人開拓推進員45人を配置
- 被災求職者に対する適切な職業訓練への誘導、訓練終了後の担当者制の支援等を行うため、就職支援ナビゲーター(職業訓練・求職者支援分)48人を配置

被災地等の雇用を創出し、被災された方々への就職支援を推進

127

被災3県における雇用保険の給付日数の延長について

震災直後の対応

- 震災により事業所が休止・廃止したために、休業等を余儀なくされた者に対して、失業としているものとみなして基本手当を支給する特例措置を実施。
- 特定被災区域の事業所に雇用されている者であって、震災によってやむを得ず離職した者に対して、現行の原則60日分の個別延長給付^(※)に加えて、更に60日分の個別延長給付を支給する特例措置を実施。
※基本手当の支給終了後、原則60日分の給付を延長するもの(平成21年4月より3年間の暫定措置)。

想定された問題

- 震災離職者に対しては、上記の延長給付(最大120日)を実施しているところであるが、10月14日より順次、支給切れが生じることとなる。
- 雇用創出の状況によっては、特に被害が大きく復興に時間を要する地域において、雇用保険の支給が切れる人が新たな職に就くことが難しいことが想定される。

対応の考え方

- 雇用保険の支給を終了した方に対しては、復興事業等による雇用創出、雇用創出基金事業、被災者雇用開発助成金の活用によるハローワークにおけるマッチング等により、雇用の場を提供していくことが第一。
- 一方で、特に被害が大きく、雇用情勢が厳しい地域は、雇用保険においても更なる対策が必要。

特に雇用情勢が厳しい被災3県の沿岸地域について給付日数を延長

- **概要:** 雇用保険法上の要件に合致していることから、特に雇用情勢が厳しく就職が困難な地域として、被災3県(岩手・宮城・福島)の沿岸地域等を指定し、指定地域に居住する求職者に対して、広域的な求職活動も視野に入れた求職活動のために給付期間の延長を行う。
- **延長日数:** 90日
- **指定地域:** 被災3県の沿岸地域及び原発の警戒区域・計画的避難区域の市区町村
- **指定期間:** 平成23年10月1日から平成24年9月30日まで